

議案第41号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

（鳥取県行政財産使用料条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）			
1 略			
2 建物その他の工作物			
区分		使用料	
	単位		金額
略			
会議室として使用させる場合	1時間	1時間	6,610円
略			
その他の場合	県庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎	使用面積1平方メートルにつき1月	2,160円
	県庁舎、東部庁舎、東部庁舎及び警察本部庁舎	非木造	1,330円
		木造	430円

外の建 物	外の建 物	外の建 物	外の建 物
<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の初日の属する年の前年分の相統税課税標準価格等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のもの）<u>は、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に1,000分の42を乗じて得た額</u>をいう。</p> <p>6～9 略</p>	<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「基準額」とは、使用する土地の1平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額をいう。以下同じ。）に100分の4を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のもの）<u>は、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に1万分の432を乗じて得た額</u>をいう。</p> <p>6～9 略</p>	<p>（鳥取県保健所条例の一部改正）</p> <p>第2条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる検査にあっては10分の8を、それ以外の検査にあっては1,000分の864を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額（以下「療養費算定額」という。）の8割以内で知事が定める額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額）</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理) <u>第3条 略</u></p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p>	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第3条</u> 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する福祉保健部長、同条例第2条の規定により設置される福祉保健部を構成する内務部長又は前条の規定により設置される鳥取県立社会福祉施設部長、次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施設を管理を行う場合にあっては当該指定管理者。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者による管理) <u>第4条 略</u></p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p>

第4条 略

(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第5条 略

(利用の許可)

第6条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑にあっては、指定管理者。第11条から第13条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第7条 鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

第5条 略

(障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例)

第6条 略

(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)

第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用

並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用にあっては、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る利用にあっては、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る利用にあっては、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額

2 鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る皆成学園、総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用について

は、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額
の使用料を徴収する。

- (1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支
援に係る利用（第4号に規定するものを除く。）にあつて
は、1月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる
額
- (2) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係
る利用（第4号に規定するものを除く。）にあつては、1月
につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額
- (3) 短期入所又は障害者総合支援法第5条第7項に規定する
生活介護に係る利用にあつては、1月につき、障害者総合支
援法第29条第3項第1号に掲げる額
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律に基づ
く給付の対象となる医療に係る利用にあつては、同法第76条
第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規
定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関す
る法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養
の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険
法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条におい

てこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(以下この条において「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(5) 別表第1の左欄に掲げる利用にあつては、同表の右欄に定める額

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園(以下「鳥取療育園」という。)及び鳥取県立中部療育園(以下「中部療育園」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る利用(次号に規定するものを除く。)にあつては、1

3 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る皆成学園及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第24条の2第2項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。

月につき、同法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額

(2) 健康保険法その他の法律に基づき給付の対象となる医療に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 別表第1の左欄に掲げる利用にあつては、同表の右欄に定める額

(4) 鳥取療育園における予防接種にあつては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

5 児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置に

4 児童福祉法第21条の6若しくは第27条第1項第3号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の措置に

よる利用については、前各項の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。

よる皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、前3項の規定にかかわらず、使用料を徴収しない。

5 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園の利用については、健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（次項において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を

徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

6 総合療育センター及び鳥取療育園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療確保法第64条第1項に規定する療養の給付（以下この項において「療養の給付」という。）の対象とならない予防接種並びに総合療育センターにおける療養の給付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定める額の使用料を徴収する。

7 前各項に規定するもののほか、皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における食事の提供その他の施設の利用（規則で定めるものに限る。）については、利用に係る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。

8 略

（使用料及び手数料の減免）

第8条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。

(障害者支援施設における利用料金)

第9条 略

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第10条 略

(障害者支援施設における利用料金)

第8条 略

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第9条 略

(使用料及び手数料の減免)

第10条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減免することができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立整肢学園使用料手数料条例等の廃止)

2 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県立整肢学園使用料手数料条例等の廃止)

2 略

(利用の許可に関する経過措置)

3 この条例の施行前、鳥取県立社会福祉施設の使用の許可を受

けた者は、第3条の規定により許可を受けたものとみなす。

別表第1（第7条関係）

区分	金額
健康診断	1件につき 4,640円
死体検案	1件につき 10,040円
変死体検案	1件につき 18,140円
死後処置	1件につき 4,320円
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,720円

別表第2（第7条関係）

区分	金額
普通診断書	1通につき 2,050円
健康診断書	1通につき

別表第1（第7条関係）

区分	金額
健康診断	1件につき 4,510円
死体検案	1件につき 9,760円
変死体検案	1件につき 17,640円
死後処置	1件につき 4,200円
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,560円

別表第2（第7条関係）

区分	金額
普通診断書	1通につき 1,990円
健康診断書	1通につき

死亡診断書	1 通につき 2,260円	死亡診断書	1 通につき 2,200円
年金障がい診断書	1 通につき 5,400円	恩給年金診断書	1 通につき 5,560円
身体障害者手帳診断書・意見書	1 通につき 5,400円		
精神障害者手帳診断書	1 通につき 5,400円		
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1 通につき 5,400円		
生命保険金受領診断書	1 通につき 5,720円	生命保険金受領診断書	1 通につき 5,560円
死体検案書	1 通につき 4,210円	死体検案書	1 通につき 4,090円
変死体検案書	1 通につき 4,210円	変死体検案書	1 通につき 4,090円
通院入院証明書	1 通につき 2,050円	通院入院証明書	1 通につき 1,990円
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同	1 通につき 430円	診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同	1 通につき 420円

<p>条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）</p>	<p>通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものに限る。)</p>	<p>1 通につき 2,050円</p>	<p>条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）</p>	<p>通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものに限る。)</p>	<p>1 通につき 1,990円</p>
<p>通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)</p>	<p>1 通につき 1,080円</p>	<p>通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)</p>	<p>1 通につき 1,050円</p>		
<p>診療情報の写し</p>	<p>診療情報の写し</p>	<p>複写に要した費用を勘案して規則で定める額</p>	<p>半切サイズ 1 通につき 590円</p>		
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>B4サイズ 1 通につき 190円</p>	<p>略</p>		

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第7条関係）	別表第2（第7条関係）

区分	単位	金額
<p>1 <u>医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の試験</u></p> <p>(1) 規格試験</p> <p>ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 成分試験</p> <p>ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの</p> <p>イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1成分につき</p> <p>1成分につき</p>	<p><u>16,563円</u></p> <p><u>37,571円</u></p> <p><u>5,053円</u></p> <p><u>13,198円</u></p>

区分	単位	金額
<p>1 <u>薬品若しくは化粧品試験又は衛生材料若しくは医療用具規格試験</u></p> <p>(1) 規格試験</p> <p>ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの</p> <p>イ その他のもの</p> <p>(2) 成分試験</p> <p>ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの</p> <p>イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1成分につき</p> <p>1成分につき</p>	<p><u>14,430円</u></p> <p><u>33,140円</u></p> <p><u>4,883円</u></p> <p><u>12,285円</u></p>

<p>処理を行うもの ウ その他のもの</p>	<p>1 成分につき</p>	<p>23,523円</p>	<p>処理を行うもの ウ その他のもの</p>	<p>1 成分につき</p>	<p>22,619円</p>
<p>2 ウイルス検査 分離同定検査</p>	<p>1 種目につき</p>	<p>16,206円</p>	<p>2 ウイルス検査 分離同定検査</p>	<p>1 種目につき</p>	<p>16,206円</p>
			<p>3 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査</p>	<p>点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に</p>	

3 略	4 略	5 略
		100分の105 を乗じて得 た額の8割 以内で知事 が定める 額)

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第5条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
別表第5（第14条関係）	別表第5（第14条関係）										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">非課税と される公 される公</td> </tr> </table>	区分	使用料	金額		非課税と される公 される公	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">非課税と される公 される公</td> </tr> </table>	区分	使用料	金額		非課税と される公 される公
区分		使用料									
	金額										
	非課税と される公 される公										
区分	使用料										
	金額										
	非課税と される公 される公										

園施設の設置等	園施設の設置等以外の設置等	単位	園施設の設置等	園施設の設置等以外の設置等
公園施設の設置	1,050円	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,102円
公園施設の設置	略	略	略	略
公園施設の管理	その他の場合	1平方メートルにつき1月	1,330円	1,330円
電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1,500円	1本につき1年	1,500円	1,575円
送電塔	900円	1平方メートルにつき1年	900円	945円
水道管、下水道	75円	1メートルにつき1年	75円	78円
法第5条第1項の許可			法第6条第1項又は第3項の許可	

園施設の設置等	園施設の設置等以外の設置等	単位	園施設の設置等	園施設の設置等以外の設置等
公園施設の設置	1,050円	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,134円
公園施設の設置	略	略	略	略
公園施設の管理	その他の場合	1平方メートルにつき1月	1,360円	1,360円
電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1,500円	1本につき1年	1,500円	1,620円
送電塔	900円	1平方メートルにつき1年	900円	972円
共架電線その他上空に設ける線類	6円	長さ1メートルにつき1年	6円	7円
水道管、下水道	75円	1メートルにつき1年	75円	81円
法第5条第1項の許可			法第6条第1項又は第3項の許可	

管、ガス管その他に類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	110円	115円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	150円	157円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	300円	315円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	760円	798円

管、ガス管その他に類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	110円	118円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	150円	162円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	300円	324円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	760円	820円

ル未満のもの			
外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	1,479円
ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	3,639円
郵便差出箱又は信書差出箱	1個につき1年	460円	496円
公衆電話所	1個につき1年	1,500円	1,620円
略			
標識	1本につき1年	1,500円	1,620円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,134円
略			
第	物品の販売その他	1人につき	410円

ル未満のもの			
外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	1,438円
ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	3,538円
郵便差出箱又は信書差出箱	1個につき1年	460円	483円
公衆電話所	1個につき1年	1,500円	1,575円
略			
標識	1本につき1年	1,500円	1,575円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,102円
略			
第	物品の販売その他	1人につき	400円

7 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 許 可 の 営 業	1 日	1 日
	集会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日

備考 略

7 条 第 1 項 又 は 第 2 項 の 許 可 の 営 業	1 日	1 日
	集会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日

備考 略

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第 6 条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表（第2条の2、第39条関係）			別表（第2条の2、第39条関係）		
区分		使用料	区分		使用料
		単位			単位
		金額			金額

卸売業 務施設	略 水産物の荷さばきの ための利用	生鮮水産物1 箱又は20キロ グラムにつき	8,円60銭
		加工水産物20 キログラムに つき	43,円20銭
略			
略			
大型区画駐車場		1区画(42.25 平方メートル) につき1月	7,100円
略			
事務室		使用面積1平 方メートルに つき1月	1,770円
略			
関係事業者施設用地		使用面積1平 方メートルに	993円(消費 税法(昭和

卸売業 務施設	略 水産物の荷さばきの ための利用	生鮮水産物1 箱又は20キロ グラムにつき	8,円40銭
		加工水産物20 キログラムに つき	42円
略			
略			
大型区画駐車場		1区画(42.25 平方メートル) につき1月	7,100円
給水施設		給水量1立方 メートルにつ き	338円
略			
事務室		使用面積1平 方メートルに つき1月	1,720円
略			
関係事業者施設用地		使用面積1平 方メートルに	1,241円

	つき1年	つき1年	
<p>備考 1～10 略</p>	<p><u>63年法律第108号) 第6条第1項の規定により非課税とされる利用以外の利用にあつては、<u>1,072円</u></u></p>	<p>備考 1～10 略</p> <p><u>11 関係事業者施設用地の利用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の使用料の額は、<u>1,303円とするものとする。</u></u></p>	
<p>(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)</p>			
<p>第7条 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。</p>			
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>			

改		正		後		改		正		前	
別表 (第2条関係)											
1 占用料											
別表 (第2条関係)											
1 占用料											
区分		単位		占用料				占用料			
				金額		金額		金額		金額	
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用		非課税とされる 占用以外の占用	
市 の 区 域		町 村 の 区 域		市 の 区 域		町 村 の 区 域		市 の 区 域		町 村 の 区 域	
第1種電柱		630円		530円		680円		572円		661円	
第2種電柱		970円		820円		1,047円		885円		1,018円	
第3種電柱		1,300円		1,100円		1,404円		1,188円		1,365円	
その他の柱類		56円		48円		60円		51円		58円	
塔類		2,000円		1,000円		2,160円		1,080円		2,100円	
広告塔		表示面積1平方		表示面積1平方		表示面積1平方		表示面積1平方		表示面積1平方	
工作物の設置を伴うもの		1本につき1年		1本につき1年		1本につき1年		1本につき1年		1本につき1年	

方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
その他の塔	1,100円	950円	1,155円	997円
水管、下水、道管、ガス管その他の管類	130円	110円	136円	115円
外径が0.4メートル未満のもの	130円	110円	136円	115円
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円

方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
その他の塔	1,100円	950円	1,188円	1,026円
水管、下水、道管、ガス管その他の管類	130円	110円	140円	118円
外径が0.4メートル未満のもの	130円	110円	140円	118円
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	367円	313円

ト未のの ール満の もの	670円	570円	703円	598円
	標識	1本につき1年	1,000円	2,000円
外径が1メートル以上のもの	900円	760円	945円	798円
看板又は広告板	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
通路(橋を含む。)	110円	70円	115円	73円

ト未のの ール満の もの	670円	570円	723円	615円
	標識	1本につき1年	1,000円	2,000円
外径が1メートル以上のもの	900円	760円	972円	820円
看板又は広告板	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円
通路(橋を含む。)	110円	70円	118円	75円

	つき1年						
略							
建物 その他の工 作物	占有面	190円	130円	199円	136円		
	積1平方メートルにつき1年	190円	130円	199円	136円		
耕地 放牧場又は 魚介養殖場 その他のもの	略						
	占有面	90円	60円	94円	63円		
工作物の設置を伴わないもの							

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル	105円

	つき1年						
略							
建物 その他の工 作物	占有面	190円	130円	205円	140円		
	積1平方メートルにつき1年	190円	130円	205円	140円		
耕地 放牧場又は 魚介養殖場 その他のもの	略						
	占有面	90円	60円	97円	64円		
工作物の設置を伴わないもの							

2 採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル	108円

砂利（かき込み砂利を含む。）	につき	147円
栗石		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額
略		

備考 略

砂利（かき込み砂利を含む。）	につき	151円
栗石		151円
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額
略		

備考 略

（鳥取県道路占用料等徴収条例の一部改正）

第8条 鳥取県道路占用料等徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

区分	占用料				
	単位	金額			
		非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の占用	町村の 区域	町村の 区域
第1種電柱	1本に つき1 年	630円	530円	680円	572円
第2種電柱		970円	820円	1,047 円	885円
第3種電柱		1,300 円	1,100 円	1,404 円	1,188 円
第1種電話 柱		560円	480円	604円	518円
第2種電話 柱		900円	760円	972円	820円
第3種電話 柱		1,200 円	1,000 円	1,296 円	1,080 円
その他の柱 類		56円	48円	60円	51円
略					

法第32条第1項第1号に掲げる工作物

区分	占用料				
	単位	金額			
		非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の占用	町村の 区域	町村の 区域
第1種電柱	1本に つき1 年	630円	530円	661円	556円
第2種電柱		970円	820円	1,018 円	861円
第3種電柱		1,300 円	1,100 円	1,365 円	1,155 円
第1種電話 柱		560円	480円	588円	504円
第2種電話 柱		900円	760円	945円	798円
第3種電話 柱		1,200 円	1,000 円	1,260 円	1,050 円
その他の柱 類		56円	48円	58円	50円
略					

路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	577円	493円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円	290円	357円	304円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	493円	420円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円

路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	594円	507円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円	290円	367円	313円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	507円	432円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円

その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円			
法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	略	34円	29円	36円			
						34円	29円	31円
						51円	43円	46円
法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	略	67円	57円	72円			
						67円	57円	61円
						51円	43円	46円
法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	略	34円	29円	35円			
						34円	29円	30円
						51円	43円	45円
法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	略	67円	57円	70円			
						67円	57円	59円
						51円	43円	45円

100円	86円	105円	90円
130円	110円	136円	115円
240円	200円	252円	210円
340円	290円	357円	304円
670円	570円	703円	598円

の
 外径が0.2
 メートル以
 上0.3メー
 ル未満のも
 の
 外径が0.3
 メートル以
 上0.4メー
 ル未満のも
 の
 外径が0.4
 メートル以
 上0.7メー
 ル未満のも
 の
 外径が0.7
 メートル以
 上1メー
 ル未満のも
 の
 外径が1
 メートル以
 上のも

100円	86円	108円	92円
130円	110円	140円	118円
240円	200円	259円	216円
340円	290円	367円	313円
670円	570円	723円	615円

の
 外径が0.2
 メートル以
 上0.3メー
 ル未満のも
 の
 外径が0.3
 メートル以
 上0.4メー
 ル未満のも
 の
 外径が0.4
 メートル以
 上0.7メー
 ル未満のも
 の
 外径が0.7
 メートル以
 上1メー
 ル未満のも
 の
 外径が1
 メートル以
 上のも

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1,100円	950円	1,155円	997円
		階数が2のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.0042を乗じて得た額	Aに0.0063を乗じて得た額
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	階数が3以上のもの	1,000円	510円	1,050円	535円
		地下に設ける通路	600円	310円	630円	325円
法第32条第1項	略	その他のもの	1,100円	950円	1,155円	997円
		略				
法第32条第1項		その他のもの	200円	100円	210円	105円
		占用面積1平方メートルにつき1年				

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1,100円	950円	1,188円	1,026円
		階数が2のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.00432を乗じて得た額	Aに0.00648を乗じて得た額
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	階数が3以上のもの	1,000円	510円	1,080円	550円
		地下に設ける通路	600円	310円	648円	334円
法第32条第1項	略	その他のもの	1,100円	950円	1,188円	1,026円
		略				
法第32条第1項		その他のもの	200円	100円	216円	108円
		占用面積1平方メートルにつき1年				

項第6号に掲げる施設	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	方メートルにつき1月	200円	100円	210円	105円
	その他	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	
項第6号に掲げる施設	標識	1本につき1年	900円	760円	945円	798円	
	略	略	略	略	略	略	

項第6号に掲げる施設	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	方メートルにつき1月	200円	100円	216円	108円
	その他	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円	
項第6号に掲げる施設	標識	1本につき1年	900円	760円	972円	820円	
	略	略	略	略	略	略	

その他 のもの	1本に つき1 月	200円	100円	210円	105円
略	その面 積1平 方メー トルに つき1 月	200円	100円	210円	105円
		その他 のもの			
お	幕 (政令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)				
第7条第1号に掲げる物件					
その他 のもの	1本に つき1 月	200円	100円	216円	108円
略	その面 積1平 方メー トルに つき1 月	200円	100円	216円	108円
		その他 のもの			
お	幕 (政令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)				
第7条第1号に掲げる物件					
その他 のもの	1本に つき1 月	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
略	1基に つき1 月	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
		車道を 横断す るもの			
お	アーチ				

その他 のもの	1,000 円	510円	1,050 円	535円
政令第7条第2号に掲げる工作物	1,100 円	950円	1,155 円	997円
政令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	200円	100円	210円	105円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	110円	95円	115円	99円
政令第7条第8号	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額

その他 のもの	1,000 円	510円	1,080 円	550円
政令第7条第2号に掲げる工作物	1,100 円	950円	1,188 円	1,026 円
政令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	200円	100円	216円	108円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	110円	95円	118円	102円
政令第7条第8号	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01512を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額

	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.0105を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.01365を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額

年

に掲げる施設	その他のもの	に掲げる施設
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	政令第7条第9号に掲げる施設
政令第7条第11号に掲げる応急仮	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	政令第7条第11号に掲げる応急仮
	その他のもの	

	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.027を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01512を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.0108を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.01404を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01512を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.027を乗じて得た額

年

に掲げる施設	その他のもの	に掲げる施設
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	政令第7条第9号に掲げる施設
政令第7条第11号に掲げる応急仮	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	政令第7条第11号に掲げる応急仮
	その他のもの	

設 建 築 物	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.027を乗じて得た額
	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額
備考 略		備考 略	

(鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第9条 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表（第2条関係） 1 占用料		別表（第2条関係） 1 占用料		別表（第2条関係） 1 占用料	
区分	単位	非課税とされる 占用	区分	単位	非課税とされる 占用
占用料		占用料		占用料	
非課税とされる 占用		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用	
非課税とされる 占用以外の 占用		非課税とされる 占用以外の 占用		非課税とされる 占用以外の 占用	

	町の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	町の区 域	町村の 区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	530円	630円	820円	661円	556円
	第2種電柱	820円	970円	820円	1,018円	861円
	第3種電柱	1,100円	1,300円	1,100円	1,365円	1,155円
	その他の柱 類	48円	56円	48円	58円	50円
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
	その他の塔	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
水	外径	長さ	130円	110円	136円	115円

	町の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	町の区 域	町村の 区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	530円	630円	820円	680円	572円
	第2種電柱	820円	970円	820円	1,047円	885円
	第3種電柱	1,100円	1,300円	1,100円	1,404円	1,188円
	その他の柱 類	48円	56円	48円	60円	51円
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円
	その他の塔	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
水	外径	長さ	130円	110円	140円	118円

管、下水道管、ガス管その他の管類	が0.4メートル未満のもの	メートルにつき1年	340円	290円	357円	304円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの					
標識	外径が1メートル以上のもの	1本につき1年	670円	570円	703円	598円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートル	900円	760円	945円	798円
	看板又は広告板		2,000円	1,000円	2,100円	1,050円

管、下水道管、ガス管その他の管類	が0.4メートル未満のもの	メートルにつき1年	340円	290円	367円	313円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの					
標識	外径が1メートル以上のもの	1本につき1年	670円	570円	723円	615円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートル	900円	760円	972円	820円
	看板又は広告板		2,000円	1,000円	2,160円	1,080円

工作物の設置を伴わないもの	耕作地 放牧場又は 魚介養殖場 貯木場 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	略	90円	60円	94円	63円
				110円	70円	115円	73円
				190円	130円	199円	136円
				190円	130円	199円	136円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地 放牧場又は 魚介養殖場 貯木場 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	略	90円	60円	94円	63円
				110円	70円	115円	73円
				190円	130円	199円	136円
				190円	130円	199円	136円

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル	105円

工作物の設置を伴わないもの	耕作地 放牧場又は 魚介養殖場 貯木場 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	略	90円	60円	97円	64円
				110円	70円	118円	75円
				190円	130円	205円	140円
				190円	130円	205円	140円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地 放牧場又は 魚介養殖場 貯木場 その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	略	90円	60円	97円	64円
				110円	70円	118円	75円
				190円	130円	205円	140円
				190円	130円	205円	140円

2 土石採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル	108円

砂利（かき込み砂利を含む。）	トルにつき	151円	トルにつき	147円
		栗石		151円
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額

備考 略

(鳥取県流水占有料等徴収条例の一部改正)

第10条 鳥取県流水占有料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 1 流水占有料	別表（第2条関係） 1 流水占有料
区分	区分
占有料	占有料

金額	単位	金額
次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.05</u>	1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.05</u>
揚水式発電所のうち、流氷占用の発電所	1 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所	1 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所
略		
揚水式発電所のうち、流氷占用の発電所	3 1の項又は2の項に掲げる発電所以外の発電所	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.05</u>
揚水式発電所	1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 [{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)} ×

金額	単位	金額
次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.08</u>	1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.08</u>
揚水式発電所のうち、流氷占用の発電所	1 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所	1 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所
略		
揚水式発電所のうち、流氷占用の発電所	3 1の項又は2の項に掲げる発電所以外の発電所	次の算式により算定して得た額 {1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)}× <u>1.08</u>
揚水式発電所	1 発電所につき1年	次の算式により算定して得た額 [{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)} ×

工業又は鉱業のための流水占有	毎秒1リットルにつき1年	0.167] × 1.08	6,048円
----------------	--------------	---------------	--------

2 土地占有料

区分	単位	占有料			
		金額			
		非課税とされる占有	町村の区域	市の区域	非課税とされる占有以外の占有
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	630円	530円	680円	572円
	第2種電柱	970円	820円	1,047円	885円
	第3種電柱	1,300円	1,100円	1,404円	1,188円
	その他の柱類	56円	48円	60円	51円
塔類	広告塔	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円
	表示面積1平方				

工業又は鉱業のための流水占有	毎秒1リットルにつき1年	0.167] × 1.05	5,880円
----------------	--------------	---------------	--------

2 土地占有料

区分	単位	占有料			
		金額			
		非課税とされる占有	町村の区域	市の区域	非課税とされる占有以外の占有
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	630円	530円	661円	556円
	第2種電柱	970円	820円	1,018円	861円
	第3種電柱	1,300円	1,100円	1,365円	1,155円
	その他の柱類	56円	48円	58円	50円
塔類	広告塔	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
	表示面積1平方				

方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
その他の塔	1,100円	950円	1,155円	997円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	130円	110円	136円	115円
外径が0.4メートル未満のもの	130円	110円	136円	115円
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円

方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
その他の塔	1,100円	950円	1,188円	1,026円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	130円	110円	140円	118円
外径が0.4メートル未満のもの	130円	110円	140円	118円
外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	367円	313円

ト未のの ール満も	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	703円	598円
		900円	760円	945円	798円
標識	1本につき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	115円	73円
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルに	190円	130円	199円	136円
建物					

ト未のの ール満も	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	723円	615円
		900円	760円	972円	820円
標識	1本につき1年	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	118円	75円
通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルに	190円	130円	205円	140円
建物					

その他の工 作物	耕作地 放牧場又は 魚介養殖場 貯木場	つき1 年	190円	130円	205円	140円
工作物の設置を伴わないもの	その他のもの	年	90円	60円	97円	64円

3 河川産出物採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	108円
砂利（かき込み砂利を含む。）		151円
栗石		151円
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまで

その他の工 作物	耕作地 放牧場又は 魚介養殖場 貯木場	つき1 年	190円	130円	199円	136円
工作物の設置を伴わないもの	その他のもの	年	90円	60円	94円	63円

3 河川産出物採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	105円
砂利（かき込み砂利を含む。）		147円
栗石		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまで

	ごとに108円を加算した金額	ごとに105円を加算した金額
略		略
備考 略		備考 略

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第11条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 採取料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">108円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>トルにつき</td> <td style="text-align: center;">151円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方メートルにつき	108円	砂利（かき込み砂利を含む。）	トルにつき	151円	<p>別表（第10条関係）</p> <p>1 採取料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">採取料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td style="text-align: center;">105円</td> </tr> <tr> <td>砂利（かき込み砂利を含む。）</td> <td>トルにつき</td> <td style="text-align: center;">147円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	採取料		単位	金額	土砂	1立方メートルにつき	105円	砂利（かき込み砂利を含む。）	トルにつき	147円
区分		採取料																					
	単位	金額																					
土砂	1立方メートルにつき	108円																					
砂利（かき込み砂利を含む。）	トルにつき	151円																					
区分	採取料																						
	単位	金額																					
土砂	1立方メートルにつき	105円																					
砂利（かき込み砂利を含む。）	トルにつき	147円																					

栗石		151円
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額
略		

2 占用料

区分	単位	占用料			
		金額			
		非課税とされる 占用	町村の 区域	市の区 域	非課税とされる 占用以外の占用
第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 その他の柱 類	1本に つき1 年	630円	530円	680円	572円
		970円	820円	1,047 円	885円
		1,300 円	1,100 円	1,404 円	1,188 円
その他の柱 類		48円	60円	51円	
塔類	広告	2,000	1,000	2,160	1,080
表示面					

栗石		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額
略		

2 占用料

区分	単位	占用料			
		金額			
		非課税とされる 占用	町村の 区域	市の区 域	非課税とされる 占用以外の占用
第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 その他の柱 類	1本に つき1 年	630円	530円	661円	556円
		970円	820円	1,018 円	861円
		1,300 円	1,100 円	1,365 円	1,155 円
その他の柱 類		48円	58円	50円	
塔類	広告	2,000	1,000	2,100	1,050
表示面					

塔	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
水管、下水、道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	136円	115円
	外径が0.4メートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円

塔	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
水管、下水、道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	140円	118円
	外径が0.4メートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	367円	313円

	つき1年						
略							
その他の工 作物	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	190円	130円	199円	136円		
工作物の設置を 伴わないもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	90円	60円	94円	63円		

備考 略

	つき1年						
略							
その他の工 作物	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	190円	130円	205円	140円		
工作物の設置を 伴わないもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	90円	60円	97円	64円		

備考 略

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第12条 鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第13条関係)			
区分	単位	占用料	
		非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の占用
建物	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	550円	577円
工作物の設置を伴うもの			
第1種電柱	1本に つき1 年	630円	661円
第2種電柱		970円	1,018円
第3種電柱		1,300円	1,365円
その他の柱 類		56円	58円
水管、外 径が0.4 メートル	長さ1 メー ト	130円	136円
別表第1 (第13条関係)			
区分	単位	占用料	
		非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の占用
建物	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	550円	594円
工作物の設置を伴うもの			
第1種電柱	1本に つき1 年	630円	680円
第2種電柱		970円	1,047円
第3種電柱		1,300円	1,404円
その他の柱 類		56円	60円
水管、外 径が0.4 メートル	長さ1 メー ト	130円	140円

道管、 ガス 管そ 他の の管 の類	メートル未満のもの	340円	357円
	外径が0.4メートル以上メートル未満のもの	670円	703円
ルにつき1年			表示面
看板又は広			2,000円
			2,100円

道管、 ガス 管そ 他の の管 の類	メートル未満のもの	340円	367円
	外径が0.4メートル以上メートル未満のもの	670円	723円
ルにつき1年			表示面
看板又は広			2,000円
			2,160円

告板	積1平方メートルにつき1年		
その他の工 作物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円	577円
工作物の設置を 伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1月	45円	47円

備考 略

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

区分	土砂採取料
----	-------

告板	積1平方メートルにつき1年		
その他の工 作物	占用面積1平方メートルにつき1年	550円	594円
工作物の設置を 伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1月	45円	48円

備考 略

別表第2（第16条関係）

1 土砂採取料

区分	土砂採取料
----	-------

		単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	105円	
	砂利（かき込み砂利を含む。）	147円	
栗石		147円	
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額	

2 占用料

区分	単位	占用料	
		金額	金額
建物 公共空地	占有面積1平方メートルにつき1年	非課税とされる占有	190円
		非課税とされる占有以外の占有	199円

		単位	金額
土砂	1立方メートルにつき	108円	
	砂利（かき込み砂利を含む。）	151円	
栗石		151円	
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに108円を加算した金額	

2 占用料

区分	単位	占用料	
		金額	金額
建物 公共空地	占有面積1平方メートルにつき1年	非課税とされる占有	190円
		非課税とされる占有以外の占有	205円

第1種電柱	1本につき1年	630円	661円
	第2種電柱	970円	1,018円
	第3種電柱	1,300円	1,365円
	その他の柱類	56円	58円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	130円	136円
			340円
第1種電柱が0.4メートル未満のもの 第2種電柱が0.4メートル以上1メートル未満のもの 第3種電柱が0.4メートル以上1メートル未満のもの			

もの

第1種電柱	1本につき1年	630円	680円
	第2種電柱	970円	1,047円
	第3種電柱	1,300円	1,404円
	その他の柱類	56円	60円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	130円	140円
			340円
第1種電柱が0.4メートル未満のもの 第2種電柱が0.4メートル以上1メートル未満のもの 第3種電柱が0.4メートル以上1メートル未満のもの			

もの

外 径 が 1 ー ル 上 の も の	703円	670円	703円
	看板又は広 告板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,100円
外 径 が 1 ー ル 上 の も の	723円	670円	723円
	看板又は広 告板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,160円
外 径 が 1 ー ル 上 の も の	703円	670円	703円
	その他の工 作物	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	199円
外 径 が 1 ー ル 上 の も の	723円	670円	723円
	その他の工 作物	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	205円
外 径 が 1 ー ル 上 の も の	703円	670円	703円
	工作物の設置を 伴わないもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	94円
外 径 が 1 ー ル 上 の も の	723円	670円	723円
	工作物の設置を 伴わないもの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	97円

水域	年	年	年
占用面積1平方メートルにつき1年	90円	占用面積1平方メートルにつき1年	90円
			94円

備考 略

水域	年	年	年
占用面積1平方メートルにつき1年	90円	占用面積1平方メートルにつき1年	97円

備考 略

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第13条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正	改正後	改正前
別表第1（第5条関係） 1 港湾施設用地以外の港湾施設	別表第1（第5条関係） 1 港湾施設用地以外の港湾施設	別表第1（第5条関係） 1 港湾施設用地以外の港湾施設
港湾施設	使用料	使用料

設の種類	区分	単位	金額
岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場以外の岸壁及び物揚場を使用する場合	略 外航船舶以外の船舶	総トン数が5トン以上の船舶を係留するとき。
			総トン数1トンにつき
岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場以外の岸壁及び物揚場を使用する場合	略 外航船舶以外の船舶	係留時間が6時間以下の場合
			係留時間が6時間を超え12時間以下の場合
岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場以外の岸壁及び物揚場を使用する場合	略 外航船舶以外の船舶	係留時間が12時間を超え24時間以下の場合
			係留時間が12時間を超え24時間以下の場合
岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場以外の岸壁及び物揚場を使用する場合	略 外航船舶以外の船舶	係留時間が24時間を超える場合
			係留時間が24時間を超える場合

			とに <u>1</u> 円 <u>62</u> 銭を加 算した額
	貨物の一時置 場として使用 するとき。	使用面積 <u>1</u> 平方メー トルにつき使用期間 (荷役の日を除く。) のうち15日までの <u>1</u> 日	<u>6</u> 円 <u>48</u> 銭
		使用面積 <u>1</u> 平方メー トルにつき使用期間 (荷役の日を除く。) のうち15日を超える <u>1</u> 日	<u>8</u> 円 <u>64</u> 銭
		略	
		略	
荷役機 械		<u>1</u> 時間につき	<u>5,142</u> 円
		<u>1</u> 週間につき	<u>230,400</u> 円
上 屋	一般使用をする場合	使用面積 <u>1</u> 平方メー トルにつき使用期間 のうち <u>3</u> 日までの <u>1</u> 日	<u>11</u> 円 <u>83</u> 銭

			とに <u>1</u> 円 <u>57</u> 銭 <u>5</u> 厘 を加算し た額
	貨物の一時置 場として使用 するとき。	使用面積 <u>1</u> 平方メー トルにつき使用期間 (荷役の日を除く。) のうち15日までの <u>1</u> 日	<u>6</u> 円 <u>30</u> 銭
		使用面積 <u>1</u> 平方メー トルにつき使用期間 (荷役の日を除く。) のうち15日を超える <u>1</u> 日	<u>8</u> 円 <u>40</u> 銭
		略	
		略	
荷役機 械		<u>1</u> 時間につき	<u>5,000</u> 円
		<u>1</u> 週間につき	<u>224,000</u> 円
上 屋	一般使用をする場合	使用面積 <u>1</u> 平方メー トルにつき使用期間 のうち <u>3</u> 日までの <u>1</u> 日	<u>11</u> 円 <u>50</u> 銭

野積場	専用使用をする場合	使用面積 1 平方メートルにつき使用期間のうち 3 日を超え 15 日までの 1 日	<u>16円80銭</u>
		使用面積 1 平方メートルにつき使用期間のうち 15 日を超え 30 日までの 1 日	<u>22円</u>
		使用面積 1 平方メートルにつき使用期間のうち 30 日を超える 1 日	<u>28円30銭</u>
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>451円</u>
		防塵柵があるとき。	<u>18円90銭</u>
		防塵柵がないとき。	<u>10円50銭</u>
野積場	舗装された野積場を使用する場合	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>29円40銭</u>
		防塵柵があるとき。	
		防塵柵がないとき。	

野積場	専用使用をする場合	使用面積 1 平方メートルにつき使用期間のうち 3 日を超え 15 日までの 1 日	<u>17円28銭</u>
		使用面積 1 平方メートルにつき使用期間のうち 15 日を超え 30 日までの 1 日	<u>22円63銭</u>
		使用面積 1 平方メートルにつき使用期間のうち 30 日を超える 1 日	<u>29円11銭</u>
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	<u>464円</u>
		防塵柵があるとき。	<u>19円44銭</u>
		防塵柵がないとき。	<u>10円80銭</u>
野積場	舗装された野積場を使用する場合	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>30円24銭</u>
		防塵柵があるとき。	
		防塵柵がないとき。	

期間のうち30日までの1日	<u>39円90銭</u>
使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	21円
防塵柵がないとき。	
使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>31円50銭</u>
使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日	

期間のうち30日までの1日	<u>41円4銭</u>
使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	<u>21円60銭</u>
防塵柵がないとき。	
使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日	<u>32円40銭</u>
使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日	

船舶のための給水施設	知事が別に定める時間内に使用する場合	略	超える1日	略
		外航船舶以外の船舶	給水量1立方メートルにつき	508円
	知事が別に定める時間外に使用する場合	略		略
		外航船舶以外の船舶		762円

2 港湾施設用地

区分	使用料	
	単位	金額
建物 工作物を設置する	使用面積1平方メートルにつき1	630円
		非課税とされるもの以外のもの 661円

船舶のための給水施設	知事が別に定める時間内に使用する場合	略	超える1日	略
		外航船舶以外の船舶	給水量1立方メートルにつき	522円
	知事が別に定める時間外に使用する場合	略		略
		外航船舶以外の船舶		784円

2 港湾施設用地

区分	使用料	
	単位	金額
建物 工作物を設置する	使用面積1平方メートルにつき1	630円
		非課税とされるもの以外のもの 680円

第1種電柱	年 1本につき1年	630円	661円
		970円	1,018円
		1,300円	1,365円
		56円	58円
		130円	136円
水管、外径が0.4メートル未満のもの 下水道、ガス管その他の管の類	長さ1メートルにつき1年	340円	357円
水管、外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 下水道、ガス管その他の管の類	長さ1メートルにつき1年	340円	357円

場合

第1種電柱	年 1本につき1年	630円	680円
		970円	1,047円
		1,300円	1,404円
		56円	60円
		130円	140円
水管、外径が0.4メートル未満のもの 下水道、ガス管その他の管の類	長さ1メートルにつき1年	340円	367円
水管、外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 下水道、ガス管その他の管の類	長さ1メートルにつき1年	340円	367円

場合

外径が1メートル以上のもの	703円	670円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	2,100円
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	661円
工作物を設置しない場合	使用面積1平方メートルにつき1年	60円	63円

外径が1メートル以上のもの	723円	670円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	2,160円
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	680円
工作物を設置しない場合	使用面積1平方メートルにつき1年	60円	64円

	つき1 月	
--	----------	--

備考 略

別表第2 (第12条関係)

1 占用料

区分	占用料				
	単位	金額			
		非課税とされるもの	町村の区域	市の区域	町村の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	630円	530円	661円	556円
	第2種電柱	970円	820円	1,018円	861円
	第3種電柱	1,300円	1,100円	1,365円	1,155円
その他の柱類		56円	48円	58円	50円
塔類	広告	2,000	1,000	2,100	1,050
	表示面				

	つき1 月	
--	----------	--

備考 略

別表第2 (第12条関係)

1 占用料

区分	占用料				
	単位	金額			
		非課税とされるもの	町村の区域	市の区域	町村の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	630円	530円	680円	572円
	第2種電柱	970円	820円	1,047円	885円
	第3種電柱	1,300円	1,100円	1,404円	1,188円
その他の柱類		56円	48円	60円	51円
塔類	広告	2,000	1,000	2,160	1,080
	表示面				

塔	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
その他の塔類	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
水管、下水、道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	136円	115円
	外径が0.4メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円
	外径が0.4メートル以上				

塔	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
その他の塔類	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
水管、下水、道管、ガス管その他の管類	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	140円	118円
	外径が0.4メートル未満のもの	340円	290円	367円	313円
	外径が0.4メートル以上				

1メートル未満のもの	670円	570円	703円	598円
	標識	1本につき1年	1本につき1年	1本につき1年
1メートル以上のもの	900円	760円	945円	798円
看板又は広告板	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
通路（橋を含む。）	110円	70円	115円	73円

1メートル未満のもの	670円	570円	723円	615円
	標識	1本につき1年	1本につき1年	1本につき1年
1メートル以上のもの	900円	760円	972円	820円
看板又は広告板	2,000円	1,000円	2,160円	1,080円
通路（橋を含む。）	110円	70円	118円	75円

建物	190円	130円	205円	140円
その他の工 作物	190円	130円	205円	140円
耕作地 魚介養殖場 貯木場	略			
	占用面 積1平 方メー トルに	90円	60円	97円
	その他のも の			64円
工作物の設置を伴わないもの				

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メー トルにつき	108円
砂利(かき 込み砂利を 含む。)		151円
栗石		151円
転石	1個につき	108円に長径が50センチメートル

建物	190円	130円	199円	136円
その他の工 作物	190円	130円	199円	136円
耕作地 魚介養殖場 貯木場	略			
	占用面 積1平 方メー トルに	90円	60円	94円
	その他のも の			63円
工作物の設置を伴わないもの				

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メー トルにつき	105円
砂利(かき 込み砂利を 含む。)		147円
栗石		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートル

を超える20センチメートルまで
ごとに105円を加算した金額

備考 略

を超える20センチメートルまで
ごとに108円を加算した金額

備考 略

(鳥取県鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料については、当分の間、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に<u>2分の1</u>を乗じて得た金額」とする。</p> <p>3 前項に規定する航空機のうち次のいずれかに該当する路線に</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う航空機に係る着陸料については、当分の間、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に<u>3分の2</u>を乗じて得た金額」と、「同表に定める金額」とあるのは「<u>当該3分の2を乗じて得た金額</u>」とする。</p>

において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、同項の規定にかかわらず、その該当することとなった日から2年間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。

(1) 新たに運航を開始した路線

(2) これまでの最大の運航回数を超えて運行回数が増加した

路線

別表第1 (第16条関係)

区分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額 (1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額 (1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を

別表第1 (第16条関係)

区分	金額	
	免税とされる航空機	免税とされる航空機以外の航空機
着陸料	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額 (1) 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)	1 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額の合計額 (1) 航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を

<p>をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のな</p>	<p>適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,188円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,620円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,836円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,944円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,672円を乗じて得た金額</p>	<p>をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を率を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,100円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,500円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,700円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,800円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のな</p>	<p>適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 25トン以下の重量については、1トンごとに1,155円</p> <p>イ 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに1,575円</p> <p>ウ 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに1,785円</p> <p>エ 200トンを超える重量については、1トンごとに1,890円</p> <p>(2) 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に3,570円を乗じて得た金額</p>
--	---	--	---

<p>当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。)を相加平均して得た値(1EP Nデシベル未満の端数があるときは、1EP Nデシベルとして計算する。以下同じ。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対して1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を適用して計算して得た金額の合</p>	<p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対して1,080円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量に対しては、当該重量に対して756円</p> <p>イ 6トンを超える重量に対しては、1トンごとに637円</p>	<p>当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値とする。以下同じ。)を相加平均して得た値(1EP Nデシベル未満の端数があるときは、1EP Nデシベルとして計算する。以下同じ。)から83を減じた値に3,400円を乗じて得た金額</p> <p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対して1,000円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を適用して計算して得た金額の合</p>	<p>2 その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、次に掲げる金額</p> <p>(1) 6トン以下の航空機については、当該重量に対して1,050円</p> <p>(2) 6トンを超える航空機については、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金を適用して計算して得た金額の合計額</p> <p>ア 6トン以下の重量に対しては、当該重量に対して735円</p> <p>イ 6トンを超える重量に対しては、1トンごとに619円</p>
--	--	--	--

<p>計額</p> <p>ア 6トン以下の重量 については、当該重 量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重 量については、1ト ンごとに590円</p>	<p>航空機が空港内に停留す る場合について、その停留 時間24時間（24時間未満は、 24時間として計算する。以 下同じ。）ごとに、航空機 の重量をそれぞれ次の各級 に区分して順次に各料金率 を適用して計算して得た金 額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機 額 （1） 3トン以下の重量 については、当該重量 に対し810円</p> <p>（2） 3トンを超え6ト ン以下の重量について は、当該重量に対し 810円</p> <p>（3） 6トンを超え23ト ン以下の重量について は、1トンごとに32円</p>	<p>計額</p> <p>ア 6トン以下の重量 については、当該重 量に対し700円</p> <p>イ 6トンを超える重 量については、1ト ンごとに590円</p>	<p>航空機が空港内に停留す る場合について、その停留 時間24時間（24時間未満は、 24時間として計算する。以 下同じ。）ごとに、航空機 の重量をそれぞれ次の各級 に区分して順次に各料金率 を適用して計算して得た金 額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機 額 （1） 3トン以下の重量 については、当該重量 に対し850円</p> <p>（2） 3トンを超え6ト ン以下の重量について は、当該重量に対し 850円</p> <p>（3） 6トンを超え23ト ン以下の重量について は、1トンごとに31円</p>
<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留す る場合について、その停留 時間24時間ごとに、航空機 の重量をそれぞれ次の各級 に区分して順次に各料金率 を適用して計算して得た金 額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機 額 （1） 3トン以下の重量 については、当該重量 に対し874円</p> <p>（2） 3トンを超え6ト ン以下の重量について は、当該重量に対し 874円</p> <p>（3） 6トンを超え23ト ン以下の重量について は、1トンごとに32円</p>	<p>停留料</p>	<p>航空機が空港内に停留す る場合について、その停留 時間24時間ごとに、航空機 の重量をそれぞれ次の各級 に区分して順次に各料金率 を適用して計算して得た金 額の合計額</p> <p>1 23トン以下の航空機 額 （1） 3トン以下の重量 については、当該重量 に対し810円</p> <p>（2） 3トンを超え6ト ン以下の重量について は、当該重量に対し 810円</p> <p>（3） 6トンを超え23ト ン以下の重量について は、1トンごとに31円</p>

<p>ン以下の重量について は、1トンごとに30円</p> <p>2 23トンを超える航空機 について、1トンご とに97円</p> <p>(1) 25トン以下の重量 については、1トンご とに90円</p> <p>(2) 25トンを超え100 トン以下の重量につい ては、1トンごとに86 円</p> <p>(3) 100トンを超える 重量については、1ト ンごとに75円</p>	<p>2 23トンを超える航空機 (1) 25トン以下の重量 については、1トンご とに94円</p> <p>(2) 25トンを超え100 トン以下の重量につい ては、1トンごとに84 円</p> <p>(3) 100トンを超える 重量については、1ト ンごとに73円</p>
---	--

備考 略

別表第2 (第17条関係)

1 土地

1 平方メートル当たり1年1,241円 (消費税法第6条第
1項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあつて
は、1,340円) の範囲内において使用の目的、内容、面積等
を勘案して知事が定める額

<p>ン以下の重量について は、1トンごとに30円</p> <p>2 23トンを超える航空機 について、1トンご とに94円</p> <p>(1) 25トン以下の重量 については、1トンご とに90円</p> <p>(2) 25トンを超え100 トン以下の重量につい ては、1トンごとに80 円</p> <p>(3) 100トンを超える 重量については、1ト ンごとに70円</p>	<p>2 23トンを超える航空機 (1) 25トン以下の重量 については、1トンご とに94円</p> <p>(2) 25トンを超え100 トン以下の重量につい ては、1トンごとに84 円</p> <p>(3) 100トンを超える 重量については、1ト ンごとに73円</p>
---	--

備考 略

別表第2 (第17条関係)

1 土地

1 平方メートル当たり1年1,241円 (消費税法第6条第
1項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあつて
は、1,303円) の範囲内において使用の目的、内容、面積等
を勘案して知事が定める額

2 建物その他の施設

区分		単位	金額
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	10,530円
	到着時		12,730円
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用	全室1時間につき	5,400円
		2分の1室1時間につき	3,240円
その他の利用	応接目的の利用	全室1時間につき	2,700円
		2分の1室1時間につき	1,620円
その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	5,400円
		2分の1室1時間につき	3,240円
			略

2 建物その他の施設

区分		単位	金額
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	10,450円
	到着時		12,650円
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用	全室1時間につき	5,250円
		2分の1室1時間につき	3,150円
その他の利用	応接目的の利用	全室1時間につき	2,630円
		2分の1室1時間につき	1,580円
その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	5,250円
		2分の1室1時間につき	3,150円
			略

その他 の施設	月を単位として使用する 場合	使用面積1 平方メートル 1月につき	1,330円
		略	

備考 略

その他 の施設	月を単位として使用する 場合	使用面積1 平方メートル 1月につき	1,360円
		略	

備考 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第15条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に徴収して別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p>

<p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 筆記試験及び実技試験の全部を免除するもの 1件につき2,400円</p> <p>イ その他のもの 1件につき12,700円</p> <p>(15の2)～(50) 略</p> <p>(51) 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(52)・(53) 略</p> <p>(54) 略</p> <p>(55) 薬事法第36条の8第1項（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき14,000円</p> <p>(55の2) 前号に規定する登録販売者試験若しくは動物用医薬品登録販売者試験に合格した者又は薬事法の一部を改正する</p>	<p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施 1件につき12,700円</p> <p>(15の2)～(50) 略</p> <p>(51) 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新 1件につき11,000円</p> <p>(52)・(53) 略</p> <p>(54) 削除</p> <p>(55) 略</p> <p>(55の2) 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 1件につき14,000円</p>
---	--

法律（平成18年法律第69号）附則第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により登録販売者試験若しくは動物用医薬品登録販売者試験に合格した者とみなされる者であることを証する書類の再交付
1件につき650円

(55の3) 薬事法第36条の8第2項（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき7,100円

(55の4)・(55の5) 略

(55の3) 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録 1件につき7,100円

(55の4)・(55の5) 略

(55の6) 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第1項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 1件につき14,000円

(55の7) 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の4第2項の規定に基づく動物用医薬品の販売又は授与に従事する者の登録 1件につき7,100円

(55の8) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げ

法律（平成18年法律第69号）附則第7条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により登録販売者試験若しくは動物用医薬品登録販売者試験に合格した者とみなされる者であることを証する書類の再交付
1件につき650円

(55の3) 薬事法第36条の8第2項（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき7,100円

(55の4)・(55の5) 略

(55の6) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可 次の表の左欄に掲げ

る区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業 (1)・(2) 略 (3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品(以下「 <u>薬局製造販売医薬品</u> 」 <u>という。</u>)を製造販売するもの(以下「 <u>薬局製造販売業</u> 」 <u>という。</u>)	略 略
2～4 略	略

(55の7) 略

(56)～(64) 略

(65) 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づき薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付 1件につき2,000円

る区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品の製造販売業 (1)・(2) 略 (3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を製造販売するもの(以下「 <u>薬局製造販売業</u> 」 <u>という。</u>)	略 略
2～4 略	略

(55の9) 略

(56)～(64) 略

(65) 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づき薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換交付(薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この号及び次号において「整備令」という。)附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる整備令第1条の規定による改正前の薬事法施行令(次号において「旧令」という。)第45条第1項の規定に基づき書換

交付を含む。） 1 件につき2,000円

(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付（整備令附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる旧令第46条第1項の規定に基づく再交付を含む。） 1 件につき2,900円

(66の2) 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類（薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第9号）附則第3条の規定が適用される場合においては、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法（第66号の5において「旧薬事法」という。）第28条第1項の許可を受けていることを証する書類）の交付（薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。） 1 件につき650円

(66の3) 略

(66の4) 略

(66の5) 動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の8第2項第1号に規定する動物用医薬品登

(66) 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付 1 件につき2,900円

(66の2) 略

(66の3) 略

録販売者試験に合格したことを証する書類（動物用医薬品等
 取締規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第8
 号）附則第14条の規定が適用される場合にあつては、旧薬事
 法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類）の交
 付（動物用医薬品等取締規則第115条の7の規定による通知
 と併せて行う当該書類の交付を除く。） 1件につき650円

(66の6) 動物用医薬品等取締規則第115条の12の規定に基づ
 く販売従事登録証の書換え交付 1件につき2,000円

(66の7) 略

(66の8) 略

(67)～(199) 略

(200) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）
 第3条第1号の規定に基づき技能検定試験の実施 次に掲げ
 る区分に応じ、それぞれに定める額

ア 実技試験 1件につき15,700円を超えない範囲内で知事
 が別に定める額

イ 略

(201)～(234の2) 略

(66の4) 動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第
 107号）第115条の12の規定に基づき販売従事登録証の書換え
 交付 1件につき2,000円

(66の5) 略

(66の6) 略

(67)～(199) 略

(200) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）
 第3条第1号の規定に基づき技能検定試験の実施 次に掲げ
 る区分に応じ、それぞれに定める額

ア 実技試験 1件につき16,500円を超えない範囲内で知事
 が別に定める額

イ 略

(201)～(234の2) 略

(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更

新 1件につき2,800円

(236)～(328) 略

2 略

(235) 鳥獣保護法第51条第3項の規定に基づく狩猟免許の更

新 1件につき2,900円

(236)～(328) 略

2 略

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(料金)			(料金)		
第7条	工業用水道の利用については、別表に定める金額に <u>100</u>	第7条	工業用水道の利用については、別表に定める金額に <u>100</u>		
	分の <u>108</u> を乗じて得た金額の料金を徴収する。		分の <u>105</u> を乗じて得た金額の料金を徴収する。		
(罰則)			(罰則)		
第9条	略	第9条	略		
			(資本剰余金)		

第9条の2 県営企業において資本的支出に充てるために補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。

2 補助金等により取得した固定資産で知事が定めるところにより減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
別表（第6条関係） 1 施設使用料		別表（第6条関係） 1 施設使用料

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1人1泊につき 900円	1人1日につき 450円

2 略

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	青年 1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円
	その他 の者 1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円

2 略

備考 この表において「青年」とは、満15歳以上満25歳未満の者（中学校及び高等学校の生徒並びに学生を除く。）及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合には、おける当該団体の構成員をいう。

（鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別表（第10条関係）

1・2 略

3 展示室等使用料

区分	金額
第1展示室	1日につき <u>22,140円</u>
	半日につき <u>11,070円</u>
第2展示室	1日につき <u>22,140円</u>
	半日につき <u>11,070円</u>
第3展示室	1日につき <u>17,280円</u>
	半日につき <u>8,640円</u>
講堂	1日につき <u>8,840円</u>
	半日につき <u>4,420円</u>
会議室	1時間につき <u>450円</u>

備考

1 略

- 2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。
この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又

別表（第10条関係）

1・2 略

3 展示室等使用料

区分	金額
第1展示室	1日につき <u>21,520円</u>
	半日につき <u>10,760円</u>
第2展示室	1日につき <u>21,520円</u>
	半日につき <u>10,760円</u>
第3展示室	1日につき <u>16,800円</u>
	半日につき <u>8,400円</u>
講堂	1日につき <u>8,600円</u>
	半日につき <u>4,300円</u>
会議室	1時間につき <u>440円</u>

備考

1 略

- 2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に、1時間につき次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満

は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区分	金額
第1展示室	1時間につき <u>2,760円</u>
第2展示室	1時間につき <u>2,760円</u>
第3展示室	1時間につき <u>2,160円</u>
講堂	1時間につき <u>1,100円</u>

3 略

であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区分	金額
第1展示室	1時間につき <u>2,690円</u>
第2展示室	1時間につき <u>2,690円</u>
第3展示室	1時間につき <u>2,100円</u>
講堂	1時間につき <u>1,070円</u>

3 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第19条 鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為に</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為に</p>

より当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(31)の4) 略

(31)の5) 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に關して行う講習

の実施 1件につき20,000円

(31)の6)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の

実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円
(3) 略	略
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3	1件につき

より当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(31)の4) 略

(31)の5) 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に關して行う講習

の実施 1件につき19,000円

(31)の6)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の

実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,900円
(3) 略	略
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3	1件につき

<p>号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>1,900円</p> <p>略</p>	<p>号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>1,900円</p> <p>略</p>
<p>3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車^{けん}免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p>	<p>略</p> <p>1件につき</p>	<p>3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車^{けん}免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p>	<p>略</p> <p>1件につき</p>
<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>1,900円</p> <p>略</p>	<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>1,900円</p> <p>略</p>
<p>4 略</p>	<p>略</p>	<p>4 略</p>	<p>略</p>
<p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p>	<p>略</p> <p>1件につき</p>	<p>5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 略</p>	<p>略</p> <p>1件につき</p>
<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>1,900円</p> <p>略</p>	<p>(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>1,900円</p> <p>略</p>
<p>6 略</p>	<p>略</p>	<p>6 略</p>	<p>略</p>

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づき検査 次に

(34の2) 道路交通法第89条第2項の規定に基づき検査 次に

掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略
(35)～(70) 略
2 略

掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア・イ 略
(35)～(70) 略
2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第13条の規定 平成26年5月1日
- (2) 第14条（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）の規定 平成26年3月30日
- (3) 第15条（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第15号、第200号及び第235号の改正規定を除く。）の規定 平成26年6月12日
- (4) 第19条（鳥取県警察手数料条例第2条第1項第31号の5の改正規定を除く。）の規定 道路交通法の一部を改正する法律（平成25年

法律第43号）の施行の日

（鳥取県企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前日から継続して供給している工業用水道の利用に係る料金で同日から平成26年4月30日までの間に支払を受ける権利

が確定するものについては、第16条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。